



危険な空き家等の解体を補助します

(大淀町老朽危険空き家等除却事業補助金)

近年、大淀町でも適正な管理がされないまま放置され、危険な状態になっている老朽化した空き家が問題となっています。

町では、町民の安全・安心と居住環境の向上を図るため、老朽化し危険な状態になっている空き家の解体工事に要する費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

対象 建築物

- ・町内に存する空き家等であること
- ・不良住宅認定された空き家等であること(事前に認定を行います)
 - 住宅不良度チェックシートによる評点の合計が100点以上のもの
- ・空家特別措置法第22条第3項の規定による措置命令の対象となっていないこと
- ・建築物・土地等の所有関係が明確であること

対象者

- ・対象建築物を解体することに正当な権原を有すること
- ・町税を滞納していないこと
- ・本人又はその世帯の構成員全員が暴力団員等又は、これらと密接な関係を有する者でないこと

対象 工事

- ・補助対象者が行う補助対象建築物の解体工事であること
- ・次のいずれかに該当する者に発注する工事であること
 - 建設業法第3条の規定に基づく土木・建築・解体業者
 - 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条の規定に基づく解体業者
- ・2月末までに実績報告ができる工事であること

補助額

補助対象経費の5分の4で、上限50万円（千円未満は切り捨て）
※補助対象経費には解体に要する経費や除却後の整地に要する経費を含み、消費税等を除きます。

※補助対象経費の上限は、国の定める標準解体工事費の1m²当たりの限度額(木造32,000円/m²・非木造46,000円/m²(令和6年度))に延べ床面積を乗じた額とします。

申請 期間

令和6年4月1日～令和6年10月31日※役場開庁日時のみ

- ・申請受付は先着順、予算額に達した時点で申請受付を終了します。
- ・2月末までに、解体工事を終了し実績報告を提出してください。

【補助申請の手続きの流れ】

事前相談

- ・ 補助金申請の手続き・補助要件確認
→ 解体業者に相談
(老朽度チェック依頼)

事前認定

- ・ 補助対象老朽度かの認定申請
➤ (役場から)交付対象判定の通知
→ 解体業者に見積もり依頼

交付申請

- ・ 補助金の交付申請
➤ (役場から)交付決定の通知

工事着手

- ・ 解体業者と契約・着工
- ※ 必ず町からの交付決定通知後に契約締結し着手すること

工事完了

- ※ 必ず2月末までに工事を完了し実績報告すること

実績報告

- ・ 完了報告の提出
- ※ 工事完了後30日以内(2月末まで)に提出すること
➤ (役場から)交付確定の通知

補助金請求

- ・ 補助金の請求
➤ (役場から)補助金の入金

補助金受け取り

お疲れ様でした。手続きは以上です。
引き続き、解体後の空き地の維持管理に
努めてください。